

10月から

3歳から5歳児の

幼児教育・保育が無償化されます

■問合せ 保健福祉課福祉係 ☎24-5111 (内線131)

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定子ども園等を利用する、3歳から5歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償化されます。

3歳から5歳児クラスの子ども



無償化の対象：
保育の必要性の認定を受ける必要があります



幼稚園
保育所
認定こども園 など

無償

●第一保育園、第二保育園、子育て保育園など、現在通園している3歳から5歳児クラスの場合は特段の手続きは不要です。無償化に該当する場合、10月分の利用料から無償となります。

●実費徴収される行事費や教材費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

幼稚園型預かり保育
(幼稚園・認定こども園幼稚部)

上記に加え、
月額 **11,300円**
まで無償

●園の利用に加え、利用料が利用日数に応じて、3歳～5歳児クラスの子どもの場合、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設など
(認可保育所や認定子ども園などを利用していない)

月額 **37,000円**
まで無償

●認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

●無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出が必要です。

住民税非課税世帯は、0歳から2歳児の子どもたちの利用料についても上記と同様の考え方により無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。